

全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13

TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765

【問い合わせ先】事務局次長・真田（さなだ）

学童保育の実施状況調査結果がまとまる

学童保育数は、2万か所を初めて越えました
前年比667か所増、入所児童数は2万2901人増

政府の「子ども・子育てビジョン」の目標実現は(利用児童を5年間で30万人増やす)、制度拡充・条件整備がなければ難しい。学童保育の国の制度の抜本的な拡充(公的責任・最低基準・財政保障)が課題

全国学童保育連絡協議会(巻末の紹介参照)は毎年、全国の学童保育数などについて調査を行っています。2011年5月1日現在の実施状況調査の結果がまとまりました。

- 学童保育は1997年に児童福祉法によって法制化されました。それ以降、学童保育を利用する共働き・一人親家庭が急増しました。その結果、入所児童数の増加に学童保育数の整備が追いつかず、「待機児童」や大規模な学童保育が増えていました。
- 政府は、「新待機児童ゼロ作戦」(2008年2月策定)や「子ども・子育てビジョン」(2010年1月策定)など、学童保育の利用児童数を増やす目標を立てています。
- しかし、大規模学童保育の分割などにより、施設数はかなり増加したものの(この3年間で2916か所増加)、入所児童数は2008年からあまり増えていません(この3年間で3万2739人増)。国や自治体の制度・施策に問題があり、条件整備が遅れているため、利用したくても利用できない「潜在的な待機児童」が増えていることが推察されます(「待機児童」の正確な把握はできていません)。
- 「子育て支援」「仕事と子育ての両立支援」として、学童保育の利用児童数を増やすという政府の目標を実現するためには、必要としている家庭の子どもたちが学童保育を利用でき、安心して毎日の生活がおくれるように、学童保育制度の抜本的な拡充、条件整備の向上を図ることが急務の課題です。

今回の調査結果から

- **学童保育数は2万204か所になった（調査結果1）**
 - ・昨年と比べて667か所増えている。
- **81万9622人の子どもたちが毎日利用している（調査結果1）**
 - ・入所児童数は、昨年と比べて2万2901人増えた。
- **市町村が把握した「待機児童数」は6066人（調査結果1に補足説明）**
 - ・「待機児童数」を把握していない市町村も少なくないため、正確な人数とは言えない。
 - ・入所要件を厳しくしたり、高学年は入所対象にしないことにより、「申し込んでも入所できない『待機児童』」にもならない「潜在的待機児童」がいると推察される。
 - ・学童保育がないために申し込みすらできない町村が1割ある。
 - ・学童保育のない小学校区も3割近くある（2008年文部科学省・厚生労働省調査）。
- **71人以上の学童保育は、いまだ1200か所以上存在する（調査結果2）**
 - ・厚生労働省が2010年度から「71人以上」の学童保育への補助金を打ち切るとしていたために2010年は「71人以上」の学童保育の分割がすすんだ。しかし、補助金が継続となったために、あまり分割がすすまず、2011年調査では71人以上の大規模学童保育は依然として1200か所以上もある。
- **設置率は、自治体によって格差がある（調査結果3・調査結果4）**
 - ・大規模学童保育を「分割」して施設数を大幅に増やしている自治体と、「分割」をせずに施設数も増やしていない自治体とでは設置率に大きな格差が出ている。
 - ・学童保育が小学校の数以上に多くある市町村は全市町村の半数になった。
- **運営主体は法人等が増加（調査結果5）**
 - ・公営が減少し、地域運営委員会や法人等が運営する学童保育が増えている。
- **実施場所は学校施設内が半数以上（調査結果6）**
 - ・学校施設を活用して設置された学童保育が増えている。

（おことわり）

- (1) 全国学童保育連絡協議会は、1993年、1998年、2003年、2007年と、学童保育の詳細な実態調査を実施してきました。次回は2011年を予定していましたが、東日本大震災によって東北地方に広い範囲にわたって甚大な被害が生じたことを考慮して、調査の実施を来年5月に見送りました。
- (2) 今回の実施状況調査についても、岩手県・宮城県の沿岸部および福島県原発30キロ圏内の市町村へは調査依頼を行いませんでした。そのため今回の調査結果には、以下の34市町村のデータは含まれていません。
 - 【岩手県】 宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、岩泉町、山田町、大槌町、野田村、田野畑村、普代村。（10市町村）
 - 【宮城県】 石巻市、気仙沼市、名取市、東松島市、塩竈市、多賀城市、岩沼市、利府町、亘理町、山元町、南三陸町、松島町、女川町、七ヶ浜町。（14市町）
 - 【福島県】 南相馬市、相馬市、浪江町、新地町、富岡町、双葉町、大熊町、楡葉町、広野町、飯舘村。（10市町村）昨年の2010年5月調査では、この34市町村に207か所の学童保育があり、入所児童数は7588人でした。

調査結果 1 増えているが、まだまだ足りない学童保育

○学童保育数は、2万204か所（2011年5月1日現在） *前年比 667か所増

○入所児童数は、81万9622人 *前年比 2万2901人増

○法制化後13年間で、施設は1万か所増(2.1倍)、利用児童は49万人増(2.5倍)

学童保育数と入所児童数の推移 (注1)

年	学童保育数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1993	7,516	231,500人	
1998	9,627	333,100人	1997年児童福祉法改正、1998年施行 1993年からの5年間で学童保育数は2,100か所増加し、入所児童数は10万人増加（年平均2万人増）
2003	13,797	538,100人	1998年からの5年間で学童保育数は4,200か所増加し、入所児童数は20万人増加（年平均4万人増）
2006	15,858	683,476人	2003年からの3年間で学童保育数は2,000か所増加し、入所児童数は15万人増加（年平均5万人増）
2007	16,668	744,545人	入所児童数が1年間で6万1000人増加
2008	17,495	786,883人	法制化後10年で7,800か所増、利用児童は45万人増
2009	18,475	801,390人	自治体などの入所抑制で潜在的な待機児童が増加
2010	19,744	804,309人	大規模施設の分割がすすみ、施設数は過去最高の1200か所以上増加。しかし、経済的な理由等で入所児童は3000人増にとどまる
2011(注2)	20,204	819,622人	入所児童数は約2万3000人増

注1) 全国学童保育連絡協議会調査。詳細な実態調査は5年ごとに実施。入所児童数の全数調査は、2006年から実施。それ以外は概数。

注2) 岩手・宮城の沿岸部および福島の前発30キロ圏内にある34市町村（2ページ参照）は調査に含まれていません。2010年の調査結果で、この34市町村を含まない数は、19537か所、79万6721人。

○ 学童保育はまだまだ不足しており、入所できない子ども(潜在的待機児童)がたくさんいます

① 学童保育のない町や村がまだ1割ある(149町村)。

② 保育所を卒園した子どもの6割弱しか入所できていない

2011年度に保育所を卒園して小学校に入学した児童数約48万人に対して、学童保育に入所した新1年生は約28万人で、6割弱にとどまっています。

③ 母親が働いている小学校低学年の子ども(末子)のうち、学童保育に通っている子どもはまだ約3割です。

2008年の「国民生活基礎調査」によると、末子の年齢が6歳の児童の61.2%、7歳～8歳の児童の67.6%は母親が働いています。母親が働いている低学年児童は約230万人ですが、現在、学童保育に入所している低学年児童は約72万人です。

○ 待機児童数は約6000人 — しかし正確な把握はできていません

2011年5月現在、269市区町村に6066人の待機児童がいるとの結果が出ました。しかし、保育所のように定員や入所申し込み方法等が統一していないため、正確にはできていません。

調査結果2 まだまだ減らない大規模学童保育 早急に分割して「適正規模」(40人以下)に

- 国が補助金を打ち切る方針を出していた児童数が「71人以上」の学童保育は、かなり減少しました。しかし、まだ1251か所あります。

入所児童数の規模（学童保育数）

児童数	2007年調査	2010年調査	2011年調査	2007年比
9人以下	593 (3.6%)	719 (3.7%)	727 (3.6%)	±0
10人-19人	1900 (11.4%)	2155 (10.9%)	2178 (10.8%)	-0.6%
20人-39人	5636 (33.8%)	7204 (36.5%)	7556 (37.4%)	+3.6%
40人-49人	2619 (15.7%)	3762 (19.0%)	3889 (19.2%)	+3.5%
50人-70人	3566 (21.4%)	4596 (23.3%)	4603 (22.8%)	+1.4%
71人-99人	1809 (10.8%)	1047 (5.3%)	991 (4.9%)	-5.9%
100人以上	545 (3.3%)	261 (1.3%)	260 (1.3%)	-2.0%
合計	16668 (100.0%)	19744 (100.0%)	20204 (100.0%)	

(注) 児童数の割合で見た場合、71人以上の規模の学童保育で生活している児童の割合は、全体の4分の1に及びます。それは、適正規模である40人未満の規模の学童保育で生活している児童数を上回るとみられます。

国が「放課後児童クラブガイドライン」で「集団の規模は、おおむね40人程度が望ましい」と示したこと、2010年度の国の補助金で、「児童数36人～45人規模」に対する金額が手厚くされたこと、各地の学童保育関係者が「適正規模」を強く求めてきた結果として、大規模学童保育の分割が一定すすみました。しかし、「適正規模」ではない学童保育もまだまだ少なくありません。

○ 大規模化は、子どもたちに深刻な影響を与えています

「事故や怪我が増える」「騒々しく落ち着かなくなる」「とげとげしくなる」「ささいなことでケンカになる」「おとなしい子は放っておかれる」「指導員の目が行き届かない」「遊びや活動が制限される」などなど。「行きたくない」「退所したい」という子どもも増えてしまいます。

国民生活センターの「学童保育の安全に関する調査研究」では、規模が大きくなるほど通院・入院日数が長い事故・ケガが増えると指摘されています。

○ 学童保育は家庭に代わる「生活の場」として、適正な規模であることが必要です

学童保育は、一人ひとりの子どもに安全で安定した安心感のある生活を保障する施設です。指導員には一人ひとりの子どもを対象にした人間的な関わり、援助や働きかけが求められます。大規模化したからといって指導員を増やしても、一人の指導員は全員の子どものたちを見なければならず、問題の解決にはなりません。

◆全国学童保育連絡協議会「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」(2003年6月)

「1学童保育の規模の上限は40人までとする。41人以上は2学童保育とする」

◆厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」(2007年10月)

「放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」

調査結果3 都道府県別の学童保育数と入所児童数

(設置率順に並び替え 政令市・中核市を含む)

都道府県名	学童保育のある市町村数	小学校数	学童保育数	設置率(注2)	前年比	入所児童数	前年比	児童数71人以上の学童保育数	待機児童数
埼玉県	64	828	1,050	126.8%	53	46,546	759	47	891
東京都	54	1,370	1,667	121.7%	32	79,638	598	150	1,456
群馬県	30	343	401	116.9%	8	16,689	160	14	40
沖縄県	28	280	323	115.4%	22	11,590	721	11	114
栃木県	27	396	451	113.9%	4	17,326	300	7	19
佐賀県	19	184	209	113.6%	10	7,593	667	1	69
福岡県	59	771	870	112.8%	34	41,947	1,522	111	51
茨城県	44	570	632	110.9%	17	23,559	849	30	46
石川県	19	233	258	110.7%	2	10,370	141	21	7
滋賀県	19	236	261	110.6%	15	10,526	727	15	67
奈良県	34	220	242	110.0%	12	10,253	163	16	18
香川県	16	190	209	110.0%	8	8,162	445	6	100
大阪府	43	1,043	1,109	106.3%	29	46,561	-622	81	650
富山県	14	203	210	103.4%	4	11,472	1,670	36	2
千葉県	54	857	881	102.8%	45	36,391	1,137	62	284
山梨県	24	211	215	101.9%	0	8,526	192	17	43
静岡県	32	529	537	101.5%	30	20,985	761	8	340
福井県	17	210	211	100.5%	4	6,571	156	2	0
愛知県	51	983	975	99.2%	32	36,008	576	30	279
兵庫県	41	812	791	97.4%	10	32,576	155	70	195
京都府	25	441	420	95.2%	12	18,331	1,002	50	66
広島県	22	574	545	94.9%	6	20,164	-108	8	33
岡山県	25	428	400	93.5%	8	14,710	462	12	20
山口県	18	347	324	93.4%	6	10,988	-54	11	50
長野県	63	392	364	92.9%	3	18,558	-97	80	32
鳥取県	16	147	135	91.8%	9	4,746	162	5	0
岐阜県	40	379	347	91.6%	5	12,263	547	17	23
熊本県	39	429	368	85.8%	24	13,943	1,564	12	19
宮崎県	20	262	220	84.0%	3	7,223	315	14	278
秋田県	24	253	208	82.2%	13	8,249	489	20	37
青森県	34	347	285	82.1%	22	11,024	266	20	2
神奈川県	33	893	708	79.3%	4	29,597	416	48	173
島根県	19	246	194	78.9%	9	5,594	151	1	39
新潟県	29	534	412	77.2%	19	15,911	444	41	10
山形県	32	332	249	75.0%	13	9,375	422	14	5
長崎県	20	396	297	75.0%	18	11,873	668	9	38
北海道	159	1,248	897	71.9%	23	35,195	1,626	70	137
大分県	17	326	234	71.8%	6	9,162	174	15	29
三重県	29	423	279	66.0%	8	9,276	57	2	3
愛媛県	20	349	218	62.5%	16	8,639	310	4	6
福島県(注1)	42	513	317	61.8%	9	12,457	158	18	82
岩手県(注1)	24	394	235	59.6%	10	8,855	307	7	15
鹿児島県	38	596	345	57.9%	30	11,875	1,028	6	86
和歌山県	27	290	167	57.6%	7	5,688	344	1	74
宮城県(注1)	20	455	257	56.5%	10	10,935	795	23	117
徳島県	19	266	143	53.8%	5	5,800	301	6	5
高知県	21	271	134	49.4%	-2	5,902	75	2	16
	1,564	22,000	20,204	91.8%	667	819,622	22,901	1,251	6,066

(注1) 以下の岩手・宮城の沿岸部および福島原発30キロ圏内の34市町村は調査に含まれていません。2010年5月調査では、この34市町村に207か所の学童保育、7588人の入所児童がいました。

岩手県：宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、岩泉町、山田町、大槌町、野田村、田野畑村、普代村

宮城県：石巻市、気仙沼市、名取市、東松島市、塩竈市、多賀城市、岩沼市、利府町、亶理町、山元町、南三陸町、松島町、女川町、七ヶ浜町

福島県：南相馬市、相馬市、浪江町、新地町、富岡町、双葉町、大熊町、楢葉町、広野町、飯館村

全国学童保育連絡協議会調査

(注2) 設置率とは、小学校数と学童保育数の比較。

調査結果 4 自治体によって大きく差がある学童保育の設置率

小学校数と比べた学童保育数＝設置率別の市区町村数 () は割合

設置率	2007年調査	2010年調査	2011年調査	2007年比
200%以上	27 (1.5%)	56 (3.2%)	58 (3.4%)	+1.9%
150%～199%	41 (2.2%)	114 (6.5%)	136 (7.9%)	+5.7%
101%～149%	174 (9.5%)	332 (19.0%)	349 (20.4%)	+10.9%
100%	407 (22.3%)	361 (20.6%)	366 (21.4%)	-0.9%
75%～99%	250 (13.7%)	188 (10.7%)	181 (10.6%)	-3.1%
50%～74%	348 (19.0%)	280 (16.0%)	249 (14.5%)	-4.5%
25%～49%	240 (13.1%)	184 (10.5%)	158 (9.2%)	-3.9%
25%未満	132 (7.2%)	78 (4.5%)	67 (3.9%)	-3.3%
学童保育なし	208 (11.4%)	157 (9.0%)	149 (8.7%)	-2.7%
合計	1827 (100.0%)	1750 (100.0%)	1713 (注)	

設置率が
100%以上
53.1%

(注) 被災地の34市町村は含まれていません。

小学校数比の設置率100%以上の市町村が53.1%となり、初めて半数を越えました。

政令市(設置率の高い順に並び替え)

	市町村名	小学校数	学童保育数	前年比	設置率	入所児童数	71人以上数	待機児童数
1	さいたま市	106	169	6	159.4%	7020	1	552
2	北九州市	131	187	15	142.7%	8525	4	0
3	相模原市	72	98	0	136.1%	4277	9	50
4	岡山市	93	124	6	133.3%	5003	4	
5	神戸市	166	191	2	115.1%	9068	31	0
6	広島市	142	159	3	112.0%	6193	2	0
7	札幌市	204	214	3	104.9%	10688	41	0
8	静岡市	86	90	2	104.7%	3448	1	99
9	仙台市	128	132	3	103.1%	6390	11	96
10	浜松市	106	109	15	102.8%	4262	1	81
11	新潟市	114	117	7	102.6%	6160	27	0
12	千葉市	117	120	1	102.6%	6584	25	102
13	堺市	94	92	0	97.9%	7517	57	287
14	福岡市	146	142	0	97.3%	10839	77	0
15	京都市	173	158	5	91.3%	8502	33	16
16	名古屋市	262	190	0	72.5%	5338		0
17	横浜市	345	201	3	58.3%	8956	17	
18	大阪市	297	167	-6	56.2%	3699	3	
19	川崎市	113	12	-1	10.6%	455		0
		2895	2672	64	100.2%	122924	344	1283

No.	市町村名	小学校数	学童保育数	前年比	設置率	入所児童数	71人以上数	待機児童数
11	高崎市	58	73	3	125.9%	3187	1	25
12	福山市	78	98	1	125.6%	4126	5	0
13	東大阪市	54	67	4	124.1%	2720		0
14	熊本市	92	114	26	123.9%	5040	5	0
15	奈良市	48	59	5	122.9%	2812	8	0
16	富山市	65	79	4	121.5%	6725	34	
17	長崎市	71	86	4	121.1%	3877	2	38
18	豊橋市	52	62	3	119.2%	2311		
19	横須賀市	47	55	0	117.0%	1480		
20	宇都宮市	68	77	-1	113.2%	3562	1	
21	鹿児島市	80	90	11	112.5%	3798	2	59
22	松山市	58	63	3	108.6%	2647		0
23	川崎市	33	35	0	106.1%	1890	6	
24	尼崎市	43	45	-1	104.7%	1939		106
25	宮崎市	48	49	0	102.1%	2368	11	251
26	函館市	46	45	2	97.8%	1431	1	0
27	久留米市	46	44	0	95.7%	2955	19	9
28	前橋市	49	46	2	93.9%	2001	1	10
29	姫路市	69	63	-2	91.3%	3446	18	
30	柏市	41	37	0	90.2%	2007	5	0
31	岡崎市	48	43	1	89.6%	1833		26
32	旭川市	55	49	1	89.1%	1941		93
33	下関市	54	47	1	87.0%	1759		0
34	大分市	61	53	0	86.9%	2757	12	
35	盛岡市	45	39	3	86.7%	1729	2	
36	青森市	50	42	0	84.0%	2003	6	0
37	長野市	56	46	-4	82.1%	4054	31	13
38	豊田市	75	61	4	81.3%	1985	1	
39	秋田市	45	34	5	75.6%	1231	2	5
40	郡山市	58	34	1	58.6%	1621	5	
41	いわき市	74	42	0	56.8%	1693		
		2240	2466	88	111.5%	112176	222	910

中核市(設置率の高い順に並び替え)

No.	市町村名	小学校数	学童保育数	前年比	設置率	入所児童数	71人以上数	待機児童数
1	高知市	34	66	0	194.1%	3322		9
2	高松市	49	80	2	163.3%	3080	3	97
3	金沢市	52	80	1	153.8%	3843	15	
4	大津市	37	56	3	151.4%	2384	3	0
5	岐阜市	48	69	-1	143.8%	1767		3
6	西宮市	40	57	-2	142.5%	2559	2	12
7	船橋市	54	76	2	140.7%	3884	14	30
8	高槻市	41	54	2	131.7%	2329		42
9	倉敷市	63	81	2	128.6%	3665	6	14
10	和歌山市	55	70	3	127.3%	2415	1	68

調査結果 5

学童保育はどこが運営しているのか

●運営主体別の学童保育数（どこが運営しているのか）

公立公営が減少し、地域運営委員会方式（注1）や保護者等がつくったNPO法人が運営する学童保育が増えています。民間企業が運営している学童保育は増えていますが、多くはありません（2010年は176か所、2009年は146か所、2008年は114か所。しかも、多くは市町村からの補助や委託事業であり、公的資金が入っていない民間企業はわずかです）。指定管理者制度（注2）を導入して運営している学童保育は2171か所（昨年1938か所）で、その代行先は、社会福祉協議会、地域運営委員会、父母会など、導入前の運営主体と同じところが大半です。

表1 学童保育の運営主体

運営主体	か所数	割合	2007年比	備考
公立公営	8,179	40.5%	-3.7%	市町村が直営している
社会福祉協議会	2,124	10.5%	-0.8%	半数は行政からの委託(1086か所)
地域運営委員会	3,671	18.2%	+1.4%	多くが行政からの委託(2502か所)
父母会・保護者会	1,447	7.1%	-1.8%	行政からの委託が多い(871か所)
法人等	4,402	21.8%	+5.4%	私立保育園(1119か所)、私立幼稚園(253か所)、保育園を除く社会福祉法人(643か所)、保護者等がつくるNPO法人(1082か所)、民間企業(265か所)、その他(1040か所)
その他	381	1.9%	-0.5%	
合計	20,204	100.0%		

（注1）地域運営委員会の運営とは：地域の役職者（学校長、自治会長、民生・児童委員など）の方々と父母会の代表などで運営委員会を構成し、行政からの補助金の受け皿となって事業を運営する方式ですが、日常の運営は父母会がおこなっているところがほとんどです。

（注2）指定管理者制度とは：「公の施設」の管理を、民間企業も参入させて「効率的」にすることをねらいとした制度です。「施設の管理業務」のための仕組みですが、保育所や学童保育のように施設管理業務ではない分野にまで強引に導入がすすめられています。数年ごとに委託先の変更が求められ、安定性・継続性が求められる子どものための施設には導入すべきではありません。

表2 指定管理者制度は増加傾向にある

	2007年調査	2010年調査	2011年調査
社会福祉協議会に代行	645	901	1003
地域運営委員会に代行	166	202	198
父母会・保護者会に代行	110	117	84
法人等に代行	498	718	886
合計数（全体数との比率）	1419(8.5%)	1938(9.8%)	2171(10.7%)

表3 運営主体別でみた保育料の平均月額と平均補助金額

運営主体	2007年調査	1施設当たりの年間補助金額
公立公営	4523円	—
社会福祉協議会への委託・補助	6050円	601.8万円
地域運営委員会への委託・補助	9859円	333.8万円
父母会・保護者会への委託・補助	9681円	352.9万円
法人等への委託・補助	6910円	469.6万円

* 保育料月額は、2007年の詳細な実態調査の無作為抽出で行った「個別調査」の調査結果。

* 補助金額は、2007年の実態調査の「自治体調査」の調査結果。国からの補助金も含めた金額。

* 調査はすべて全国学童保育連絡協議会調べ。

調査結果6 学童保育はどこで実施されているか

●開設場所別の学童保育数（どこで実施されているのか）

開設場所は、余裕教室活用が最も増えており、学校施設内が全体の半数になっています。また、地域にある公共施設も活用され、全体として8割以上の学童保育が「公設」です。

最も劣悪な環境にある民家・アパートは毎年減ってきていますが、まだ全体の6%強あります。民家・アパート利用の多い市町村は、横浜市(169)、大阪市(99)、さいたま市(50)、名古屋(48)、札幌市(41)などの政令指定都市に多く、次いで、金沢市(26)、函館市(25)、福島市(23)、神戸市(22)、八戸市(21)、平塚市(21)、山形市(20)などとなっています。

表1 開設場所

開設場所	か所数	割合	2007年比	備考
学校施設内	10,362	51.3%	+3.7%	余裕教室活用(5,249) 学校敷地内の独立専用施設(4,116) 校舎内の学童保育専用室(548) その他の学校施設を利用(449)
児童館内	2,686	13.3%	-2.5%	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	1,623	8.0%	+0.6%	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	1,885	9.3%	-1.5%	公民館内(537) 公立保育園内(142)・幼稚園内(173) その他の公的な施設内(1,033)
法人等の施設	1,348	6.7%	±0	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,298	6.4%	-0.9%	父母会等が借りたアパート・借家など
その他	1,002	5.0%	+0.6%	自治会集会所・寺社など
合計	20,204	100.0%		

(参考) 児童一人当たりの床面積は狭い

学童保育の施設は、さまざまな場所で実施されていますが、その多くは狭いことが問題になっています。厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」(2007年10月)では、「子どもが生活するスペースについては児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい」としていますが、表2のように、玄関やトイレ・台所・物置など「生活するスペース」以外を含むすべての床面積が児童一人当たり2㎡程度という実態があります。

表2 開設場所別の平均のべ床面積と児童一人当たりの床面積

開設場所	平均延べ床面積	児童一人当たり床面積
学校敷地内の学童保育専用施設	122.0㎡	2.10㎡
余裕教室(空き教室)を利用	93.2㎡	2.12㎡
児童館・児童センター内	125.3㎡	2.36㎡
学校敷地外の公設で学童保育専用施設	162.5㎡	2.80㎡
その他の自治体の所有の施設内	153.4㎡	4.15㎡
民家を借用	111.5㎡	2.93㎡

(全国学童保育連絡協議会の2007年実態調査「個別調査」結果から)

調査結果 7 学年別の入所児童数～高学年も増えている～

学年別の入所児童数の推移

	2003年調査	2007年調査	2010年調査	2011年調査
1年生	38.4%	35.9%	35.2%	283615 (34.6%)
2年生	31.4%	31.4%	31.2%	252261 (30.8%)
3年生	22.0%	22.9%	23.2%	190505 (23.2%)
4年生	4.2%	5.5%	6.0%	53890 (6.6%)
5年生	1.9%	2.4%	2.6%	22841 (2.8%)
6年生	1.1%	1.4%	1.5%	13273 (1.6%)
その他	1.0%	0.5%	0.3%	3237 (0.4%)
	538,100	744,545	804,309	819,622 (100.0%)

(注)「その他」は、沖縄県などで幼児も対象としている学童保育があるため。

(参考) 「6年生まで」の要望も強く、学年延長の動きが広がる (学童保育の詳細な実態調査2007年の結果から)

高学年まで受け入れる学童保育が増えています。「3年生まで」としているところは、1998年調査で68.5%、2003年調査で62.6%、2007年調査で54.7%と減ってきており、「6年生まで」受け入れているところは、1998年調査で17.2%、2003年調査で23.6%、2007年調査で30.7%と増えています。

しかも、実態として「3年生まで」との規定があっても6年生まで入所できている学童保育が多く、実情は「3年生まで」が半数以下です。(市町村が「3年生まで」と規定していても、6年生まで受け入れている父母会運営等の民間の学童保育は少なくありません)

「6年生まで」受け入れている実態

運営形態	全体	父母会・法人等が運営
3年生までしか入所できない	46.8%	32.7%
6年生まで入所できる	46.2%	62.5%
その他(4年生まで)	7.0%	4.8%
合計	100.0%	100.0%

(全国学童保育連絡協議会 2007年実態調査から)

児童福祉法では、学童保育(放課後児童健全育成事業)の対象児童は「おおむね10歳未満(小学校3年)」とされていますが、実施要綱では4年生以降も入所できることが明記されていますし、国の補助金も高学年の子どもの人数も補助対象としています。

何年生まで入所できるのが良いか

●「保護者アンケート調査」から

全国学童保育連絡協議会が2002年12月に全国の保護者を対象に行ったアンケート調査では、表のように「6年生まで」が6割を占め、「3年生まで」は15.6%とわずかでした。

1年生まで	3人	0.1%
2年生まで	7人	0.3%
3年生まで	355人	15.2%
4年生まで	476人	20.4%
5年生まで	49人	2.1%
6年生まで	1352人	58.1%
その他	87人	3.7%
合計	2329人	100.0%

参考資料1

学童保育は法制化されて13年経ったが、課題が山積。 国の法制度が不十分なことが大きな要因

学童保育は、学童保育関係者の切実な願いと取り組みによって、1997年に児童福祉法に位置づけられ、国や自治体に一定の責任がある事業とされました。

児童福祉法では、学童保育の目的は「生活の場を与えて健全な育成を図る」とされ、遊び場を提供する事業と異なる制度として位置づけられました。

<児童福祉法の精神>

[児童福祉の理念]

第1条 ①すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。②すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

[児童育成の責任]

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

学童保育は「生活の場」を保障する施設

第6条の2第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

●不十分な制度のままで今に至っています

しかし、学童保育は法制化されたものの、不十分な内容の制度であったために、今日でも量的にも質的にも大きな問題を抱えています。市町村や各学童保育によって大きな格差があり、しかも実態はたいへん貧しく、課題が山積みです。これは、国の制度が不十分であることが大きな要因となっています。抜本的な改善・拡充が必要です。

国の学童保育制度の問題点

学童保育は、国や自治体に一定の責任が生じる児童福祉法に法的根拠がありますが、制度の内容は、保育制度と比べてもたいへん不十分なものです。

① 公的責任があいまいです

市町村には、学童保育の「利用の促進」への努力義務だけしかありません。

② 最低基準がつけられていません

児童福祉施設ではなく児童福祉事業という位置づけなので、法的に最低基準が決められていません。国がつくった「放課後児童クラブガイドライン」(2007年)には法的拘束力はありません。

③ 予算措置があいまいで、補助金もたいへん少ない金額です

学童保育の補助金は法的に決められた予算措置ではない「奨励的な補助金」で、しかも、その金額は実際に必要な金額と比べてとても少ないものです。

さらに、少なくない市町村が国の定めた不十分な施策や予算の範囲でしか学童保育の実施や補助を行っていません。こうした問題点のおおもとには、学童保育の役割や必要とされる条件整備に対する、国や自治体の理解がたいへん不十分であるという現状があります。

参考資料2

条件整備は市町村や学童保育によって大きな格差 しかも、市町村の関与が弱い（質的拡充の課題）

●学童保育の設置・運営基準がないなど公的な関与や責任が弱い

学童保育は、育ち盛り子どもたちが長時間過ごす毎日の「生活の場」です。子どもたちが安全に心身ともに健やかに育つことができる生活が保障されなければなりません。

そのためには、事業目的・対象児童・適正規模・職員配置基準・施設基準・開設時間・事業内容・安全対策等について、設置・運営基準が定められる必要がありますが、国も、大半の市町村も作っていません。これは、大きな地域格差と施設・設備の貧困を生む要因となっています。

運営基準やガイドラインの有無

選択肢	割合
自治体として「最低基準」を定めている	9.0%
自治体として「運営基準」を策定している	29.8%
自治体として「ガイドライン」を策定している	2.9%
特になし	58.3%
合計	100.0%

（全国学童保育連絡協議会、2007年調査）

市町村の実施責任の状況

市町村の関与の仕方	割合
公立公営で実施	40.5%
委託事業 "	34.9%
補助事業 "	10.9%
指定管理者制度 "	10.7%
補助なし "	1.1%
その他	1.9%
合計	100.0%

（全国学童保育連絡協議会、2011年調査）

●障害のある子の入所は増えているものの条件整備は遅れている

障害のある子の入所の希望は多くあります。

障害児の入所状況

入所児童数は2003年と2007年を比べると2倍になっています。しかし、まだ3割以上の市町村で受け入れていません。また、補助金加算や指導員加配がなく、現場に大きな負担が生じています。

障害児の受け入れ状況	2007年調査
受け入れ学童保育のある市町村数	約1100市町村(67.7%)
受け入れている学童保育数	約6300か所(37.8%)
受け入れている障害児数	約12700人

（全国学童保育連絡協議会、2007年調査）

●施設や市町村によって大きく異なる保育料額、減免があるのは半数だけ

増えている保育料負担

月額保育料額	03年調査	07年調査
5000円未満	49.1%	41.8%
5000円～10000円未満	40.3%	46.4%
10000円～15000円未満	9.4%	10.1%
15000円以上	1.2%	1.7%

（全国学童保育連絡協議会、2007年調査）

市町村として保育料の減免があるか

保育料の減免の有無	割合
減免がある	50.7%
減免はない	48.0%
その他	1.3%
合計	100.0%

（同左）

運営主体別でみた保育料の平均月額

運営形態	2003年調査	2007年調査
公営	4152円	4523円
公社・社協	8215円	6050円
運営委員会	9368円	9859円
父母会	10947円	9681円
法人・個人	8537円	6910円

（2007年実態調査の無作為抽出で行った「個別調査」の結果から）

参考資料 3

学童保育指導員の働く条件は劣悪で、3年間で半数が退職しており、保育の質に影響しています

(全国学童保育連絡協議会が実施した2007年実態調査から)

●全国に6万人以上いる指導員。その7割は教師や保育士の資格を持っています

国にはまだ学童保育指導員に関する公的な資格制度はありません。私たちは公的資格制度の創設、養成機関の整備を国に求めています。

●多くの指導員は不安定な雇用で、働く条件は劣悪です

- ・午後からの勤務で、打ち合わせや準備の時間も保障されていません。
- ・運営形態を問わず不安定な雇用や劣悪な労働条件のもとで働いています。
- ・専任配置ではなくローテーション勤務のところもあります。

◆正規職員は少なく、多くが非正規職員（非常勤・臨時・嘱託・パートなど）

公営で正規職員は2600人（4.0%）

公営で非正規職員は2万8400人（44.2%）

民間運営で正規職員は1万4500人（22.6%）

民間運営で非正規職員は1万8800人（29.2%） 合計6万4300人（100.0%）

◆半数の指導員は年収150万円未満

150万円未満（52.7%） 150万円以上300万円未満（38.3%） 300万円以上（9.0%）

◆勤続年数が増えても賃金はあがらない（53.3%）1年契約の非正規職員が多いため

◆指導員の待遇は依然として改善されていない

退職金がない（71.3%） 社会保険がない（37.5%）

一時金がない（58.0%） 時間外手当がない（35.4%）

◆公立・民間あわせても、勤続1年～3年の指導員が半数を占めています

これは、学童保育が急増したこともひとつの理由ですが、安心して働き続けられる条件が劣悪なことが最も大きな理由です。経験年数の長い指導員が少ないことは、保育内容の蓄積・向上にとって大きな障害となっています。最近では欠員が生じている地域もあります。

◆指導員の研修を実施している市町村はまだ3割です。

◆指導員のなり手がなくて「欠員」の地域が増えています（2008年調査で1割）

学童保育の拡充には指導員に関わる課題の向上が必要です

<衆議院予算委員会 2010年2月28日 厚生労働大臣の答弁>

- 「余りご存じない方は、子供と遊ぶ方だという認識程度の方もいるかもしれませんが、小学校一年から三年ぐらいの子供を、本当に親がわりで、今いったような非常にデリケートな心を持っておられる時期でありますので、非常に専門的な知識も必要だ、大変な仕事だと一言で言えば思います」（長妻厚生労働大臣）
- 「ある意味で学校の先生とまさるとも劣らない専門性というのがこれから必要となってくるのではないか」「継続して、プロの仕事としてやっていけるようにしていかなければならない」（山井政務官）

参考資料4

国の学童保育への予算は少なく、実態と乖離

◆ 放課後児童健全育成事業予算総額 307億5000万円（前年 274億2000万円）

- (1) 放課後児童クラブ運営費（ソフト事業） 265億4800万円
 ○ 放課後児童クラブの設置・運営の促進（「小1の壁」の解消）
- (2) 放課後児童クラブ整備費等（ハード事業） 40億7500万円
 ① 創設整備費の補助【児童厚生施設等整備費】
 ② 改修費及び設備費補助の実施【放課後子ども環境整備等事業】

放課後児童健全育成事業の補助金の推移 単位：円

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	前年比
総額	158.49億	184.94億	234.53億	274.20億	307.50億	33.30億増
運営費	138.45億	161.32億	176.22億	234.85億	265.48億	30.63億増
施設整備費	18.14億	23.64億	56.68億	38.11億	40.75億	2.64億増

（全国学童保育連絡協議会作成）

2011年度の国の学童保育への補助単価

2011年度の放課後児童健全育成事業の補助単価

		2011年度 (250日開設=基準日数)	前年比	290日の場合 (この日数が最多)
児童数 区分	10人～19人	1,066,000円	25,000円増	1,626,000円
	20人～35人	1,930,000円	45,000円増	2,490,000円
	36人～45人	3,101,000円	75,000円増	3,661,000円
	46人～55人	2,943,000円	70,000円増	3,503,000円
	56人～70人	2,784,000円	65,000円増	3,344,000円
	71人以上	2,626,000円	60,000円増	3,186,000円
特例分	開設日数 200～249日	児童数20人以上 長時間開設加算	1,859,000円（前年比 45,000円増） 260,000円（前年比 45,000円増）	
長時間 開設加算	平日分	1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合 260,000円（1時間単価）×18時を越えた時間数		
	長期休暇等分放 課後児童クラブ支 援事業	1日8時間を超えて開設する場合 117,000円（1時間単価）×1日8時間を超えた時間数		
市町村分	(1) ボランティア派遣事業(4事業) 1事業当たり年額 469,000円×事業数			
	(2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 613,000円			
	(3) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,520,000円×か所数			

（全国厚生労働部局長会議資料をもとに全国学童保育連絡協議会事務局が作成）

（注）国の補助金の補助率は3分の1。上記の補助単価を、国と都道府県と市町村が3分の1ずつ負担する。政令指定都市・中核市は、都道府県負担分がなく、3分の2を負担する。

「子ども・子育てビジョン」(2010年1月29日 閣議決定)
学童保育関係部分の抜粋

第4 目指すべき社会への政策4本と12の主要施策

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

- ・放課後子どもプランを推進し、放課後児童クラブを拡充するとともに、これらのサービスの質の向上を図ることにより、放課後対策に取り組みます。

別添1 施策の具体的内容

《放課後対策に取り組む》

□「放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）」の推進

- ・「放課後子どもプラン」などの取組について、全小学校区での実施を図るため、放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携して実施する総合的な放課後児童対策を推進します。

□放課後児童クラブの充実

- ・就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡充を図ります。対象児童（小学校1～3年）のうち、放課後児童クラブを利用する者の割合については、潜在需要を合わせると、平成29年度には40%に達すると見込まれていますが、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指します。また、放課後児童クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図るため、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえ、放課後児童クラブの質の向上を図ります。

別添2 施策に関する数値目標

項目	現状（平成20年度）	目標（平成26年度）
放課後子どもプラン		「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す（平成24年度）
放課後児童クラブ	81万人	111万人
放課後子ども教室	8719か所	「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す（平成24年度）

＜参考＞

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的制度設計に係る主要な子育て支援サービス・給付に必要な社会的追加コストの機械的試算

追加所要額：約0.7兆円（平成26年度）

放課後児童クラブ +約300億

施設整備費 放課後児童クラブ +約100億

参考資料6

「子ども・子育て新システム検討会議」確認

2011年7月27日

子ども・子育て新システムに関する「中間とりまとめ」

子ども・子育て支援事業（仮称）

3 放課後児童クラブ

- 小学校4年生以上も対象となることを明記し、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備を行う。
- 放課後児童クラブについては、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保する。
- 質を確保する観点から、人員配置、施設、開所日数・時間などについて、国は一律の基準を設定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に見当する（基準の客観性は担保）。
- 利用手続きは市町村が定める。ただし、確実な利用を確保するため、市町村は、利用状況を随時把握し（事業者は市町村に状況報告）、利用についてのもっせん、調整を行うことを検討する。

◆第12回基本制度ワーキングチーム説明資料から(2011.5.31)

「質改善(機能強化)の基本的な考え方」

2011年5月30日に開かれた基本制度ワーキングチームでは、第11回の基本制度ワーキングチームで政府からだされた「質改善（機能強化）の基本的な考え方」について、学童保育については、「小一の壁の解消」とされていものが「放課後児童クラブ」と変更されました。また、下記の下線部分が変更・追加されています。

IV. 放課後児童クラブ

[基本的な]

- 潜在的需要（+48万人（平成29年度）の解消のための放課後児童クラブの供給量の確保）
- 利用ニーズに対応した放課後児童クラブの開所時間（19時以降）の延長への対応

[具体的な方策]

1. 放課後児童クラブの職員体制の見直し

- ・ 現在の補助水準では職員の確保が困難であり、なかなか定着しないといった状況。
- ・ 放課後児童クラブについては、開所時間が短く利用ニーズにあっていないとの指摘がある。この利用ニーズに対応するためには、現在の非常勤が前提の職員体制では対応が困難。
- ・ このため、開所時間の延長に対応し、現在の非常勤が前提の職員体制について、非常勤職員が前提の体制から、常勤職員を導入するなど、利用ニーズに即した放課後児童クラブの拡充を図ることを検討。

公的責任において学童保育を抜本的に拡充することと 予算の大幅増額を求める要望書

1 【被災地の学童保育の復旧、復興に関する要望】

国の責任で、一刻も早く、安定的な学童保育の復旧、復興を実現してください。

- (1) 被災地で学童保育を一刻も早く再開、復旧できるように国として万全の措置を講じてください。
- (2) 被災地の子どもたちが安心して通え、学童保育が安定的な運営ができるように特別な財政措置を図ってください。

2 【新システムに関わる学童保育の制度改革に関する要望】

児童福祉法を改正し、市町村の実施責任を明確にして、運営の安定性・継続性を保障する制度に拡充することを要望します。

- (1) 児童福祉法を改正し、学童保育を児童福祉施設として位置づけ、「公的責任」「最低基準」「財政措置」を明確にしてください。
- (2) 市町村の実施責任を明確にした制度としてください。
- (3) 国の財政措置が強化される制度としてください。

3 【学童保育の最低基準に関わる要望】

学童保育の質の確保のために、「最低基準」を定めて、条件整備を図ってください。

- (1) 学童保育施設は、最低基準を決めて「生活の場」にふさわしく整備してください。
- (2) 指導員の配置基準を決めて、常勤配置ができる制度を要望します。
- (3) 指導員の公的資格制度を創設し、養成機関を整備してください。
- (4) 「最低基準」を定める際は、現在ある学童保育が切り捨てられないよう、全体の底上げを図りつつ定めてください。
- (5) 学童保育の質の確保のために、学童保育の保育指針を策定してください。

4 【2012年度の国の学童保育予算に関わる要望】

学童保育の運営に必要な補助金の創設と補助額の大幅な増額を要望します。

- (1) 地方自治体の負担軽減のために国の負担率を大幅に引き上げることや特別な財政措置を図ってください。
- (2) 運営費の補助単価は、大半を占めているのは指導員の人件費ですが、指導員が「常勤配置」できるように大幅に引き上げてください。
- (3) その他、施設整備や運営費に含む補助項目、障害児受入のための補助金など、補助金に関する細部の要望は別紙1（省略）の通りです。補助金の内容や補助額を実態に見合って改善してください。

5 【政府の政策方針に関わる要望】

- (1) 「子ども・子育てビジョン」に示されているように、学童保育の量的な拡大、質的な拡充を確実に図ってください。

① 「子ども・子育てビジョン」で掲げた学童保育の整備目標を着実に実現してください。

② 「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、充実してください（別紙2、省略）。

- (2) 「放課後子どもプラン」は、二つの事業の「一体化」ではなく、それぞれの事業の拡充を図るものに見直してください。

① 「放課後子ども教室」等との「一体的運営」ではなく、それぞれの拡充を図ること。

② 放課後の児童対策は二つの事業に限らず、総合的なものとして推進してください。

「子ども・子育て新システム」で検討されている 学童保育の制度の拡充に関する要望

1 事業の位置づけに関する要望

児童福祉法に規定する基本的事項では、市町村の実施責務を明確にして、市町村の「必須事業として位置づけ」てください。市町村事業は、「市町村が自ら実施する」「市町村が委託して実施する」ものとしてください。

2 基準の設定に関する要望

児童福祉法に基づく基準として位置づけた「全国一律の基準」を設けることが必要です。指導員の配置、開設日数や開設時間に限らず、児童数の規模、指導員の配置基準、資格要件、施設の面積基準等を明確にした最低基準としてください。また、各市町村が独自により望ましい基準を設けることを促すために、国として、「よりよい基準」のあり方を示してください。

3 市町村の計画的な整備、学童保育を必要としている児童がすべて入所できるように整備するための仕組みに関する要望

- 1 学童保育の対象児童は、「小学校（および特別支援学校小学部）に就学している1年生～6年生の留守家庭児童」とすることを児童福祉法で明記してください。
- 2 必要としている児童が確実に入所できるよう、市町村がその必要性や入所状況の把握を行い、自ら学童保育を実施することも含め、適切な対策を講じる内容での責務を明確にしてください。
- 3 経済的な理由等で入所できない児童がうまれないよう、保育料の適切な設定や減免措置についての仕組みをつくってください。
- 4 市町村が潜在的なニーズを的確に把握して、「整備計画」を立てることを義務づけ、学童保育を必要としている児童すべてが入所できる仕組みをつくってください。

4 国としての財政措置に関する要望

国の財政措置は、「包括的な交付金」ではなく、市町村が学童保育の整備に確実に使うような仕組みとしてください。また、市町村が、「事業計画」を立てる際にも、確実な財政的保障がなければ、計画そのものも不十分なものになります。必要としている児童すべてが入所でき、安心して生活できる学童保育を計画的に整備するための確実な財政措置のある仕組みをつくってください。

5 放課後子ども教室との関係に関する要望

役割や内容などが大きく異なる「学童保育」と「放課後子ども教室」を、「将来的に一体化を目指す」のではなく、学童保育と、「総合的な放課後対策」としての放課後子ども教室や児童館などをともに推進してください。

政府案では、「放課後子ども教室」を「新システム」に位置づけないことが提案されていますから、二つの事業を「一体的あるいは連携」して推進するという「放課後子どもプラン」の見直しを行うとともに、今後も「一体化」することはやめてください。

参考資料9

学童保育数、補助金、国の施策の推移

年	学童保育数	前年比	国庫補助総額(万円)	国庫補助単価(万円)	国庫補助対象数	国の施策の動き
1950年代						大阪や東京で民間保育園や親の共同運営による学童保育が誕生
1962						「児童福祉白書」ではじめて「カギっ子」の問題が取り上げられる
1963						児童館への国庫補助開始(「カギっ子対策」として)
1966						文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始
1967	515					
1971	約1000					文部省が留守家庭児童会育成補助事業を廃止し、校庭開放事業に統合
1976	1,932		1億1700	30	725	都市児童健全育成事業が創設。これは、留守家庭児童対策は児童館や校庭開放で対応するとの方針のもとで、児童館が整備されるまでの過渡的な期間に学童保育に補助するもの
1977			1億0800	30	925	都市児童館事業を開始(留守家庭児童対策を重視した児童館)
1978	約3,000		1億1240	32.4	925	
1979			1億4500	44.1	925	
1980	3,938		1億4969	45.6	925	
1981	4,288	350	1億5643	47.7	925	
1982	4,739	451	2億1862	50.2	1,275	
1983	4,910	171	2億6000	50.2	1,665	
1984	5,193	283	2億8535	51.2	1,850	
1985	5,449	256	3億2655	52.9	1,996	
1986	5,749	300	3億7000	55.9	2,142	都市児童館事業廃止(児童館では留守家庭児童対策の役割は担えないとの考え)
1987	5,938	189	4億0168	57	2,288	
1988	6,100	162	4億2742	57.8	2,434	
1989	6,310	210	5億2943	69	2,580	
1990	6,708	398	6億1643	77.2	2,726	1.57ショック。「健やかに子どもを生き育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」発足
1991	7,017	309	10億1832	103	2,966	放課後児童対策事業が誕生(本格的な学童保育への補助金)。留守家庭児童対策は独自の制度・施策で実施するとの方針に転換
1993	7,516	...	14億0643	107.6	3,920	厚生省が学童保育の法制化を検討、日本政府が子どもの権利条約批准
1994	7,863	347	17億9577	109	4,520	政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が法制化を意見具申
1995	8,143	280	20億9267	109.9	5,220	地方版エンゼルプラン指針策定(学童保育の整備計画目標もつくるよう指導)
1996	8,514	371	24億1673	110.5	6,000	中央児童福祉審議会が法制化を提言
1997	9,048	534	31億3180	111.8	6,900	児童福祉法改正によって学童保育が法定化(法制化)される。第2種社会福祉事業にも位置づけられる
1998	9,627	597	46億4644	150.7	7,900	法制化施行、大規模加算、研修費が創設
1999	10,231	604	54億7910	151.8	9,000	政府が新エンゼルプランを策定。時間延長加算創設。補正予算で少子化特例交付金(学童保育の施設整備費)
2000	10,976	745	56億9000	152.8	9,500	児童館事業に放課後児童生活指導事業創設
2001	11,830	854	59億9000	152.8	10,000	障害児加算、小規模加算(過疎地対象)が創設。首相所信表明演説で拡充表明、両立支援閣議決定、補正予算で初の施設整備費29億6000万円
2002	12,825	995	68億8000	152.8	10,800	土曜日等開設加算、小規模過疎地要件撤廃、指導員健康診断補助創設。首相施政方針演説で拡充表明
2003	13,797	972	74億3200	151.5	11,600	障害児加算は障害児2名からに緩和。「次世代育成支援対策推進法」で地域行動計画策定義務づけ、児童福祉法一部改正で学童保育は「子育て支援事業」として推進
2004	14,678	881	87億2200	150.8	12,400	ボランティア派遣事業が新設。次世代育成支援対策で「子ども・子育て応援プラン」が12月に策定される
2005	15,309	631	94億7000	168.6	13,200	三位一体改革で、補助金の組み替え。土日祝日開設加算がなくなり、一律17万円の単価アップ。自治体の自由度を高めるために、補助金交付要綱が統合。施設整備費は児童館整備費と保育環境等改善事業費を活用。10月、衆議院青少年問題特別委員会で学童保育について集中審議
2006	15,858	549	111億8100	168.3	14,100	障害児受入加算は一人から補助対象になる。ボランティア派遣事業に長期休業日の指導員派遣費も追加され、補助単価も増額。5月9日、少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣が「放課後子どもプラン(仮称)の創設」に合意
2007	16,668	810	158億5000	292.8	20,000	「放課後子どもプラン」の創設により、学童保育の所収数を2万か所目標。基準開設日数を250日に変更して、開設日が増える毎に補助金も増額する。200日から249日の学童保育は3年後に補助金廃止。71人以上の大規模学童保育は3年経過後に補助金廃止(3年以内に分割促進)。施設整備費を新たに確保(18億円)。補助金交付要綱を「放課後子どもプラン」関係で一本化。初めてガイドラインを作成
2008	17,495	827	186億9400	292.8	20,000	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、仕事と生活の調和行動指針、「新待機児童ゼロ作戦」で「10年後に3倍」が目標設定される。次世代育成支援対策推進法でも学童保育整備目標を「参酌標準」化する法改正。長時間開設加算変更、障害児受入加算額は142万円に倍増。「安心こども基金」でも施設整備費活用。社会保障審議会少子化対策特別部会「検討の視点」提起。
2009	18,475	980	234億5300	294.6	24,153	社会保障審議会少子化対策特別部会で学童保育制度のあり方の見直しが始まる。
2010	19,744	1,269	274億2000	354.6	24,872	政府の新しい子育て支援方針「子ども・子育てビジョン」が策定される。学童保育利用児童を5年間で30万人増を目標。補助金の運営費総額、補助単価が引き上げ。児童数40人前後を大幅増額、71人以上は補助金廃止せず減額して残した。「子ども・子育て新システム検討会議」で学童保育制度の見直しも検討
2011	20,204	667	307億5000	366.1	25,591	

(注1)学童保育数は全国学童保育連絡協議会調査。1992年は未調査。

(注2)2007年度以降の補助単価は児童数36-70人で290日開設の場合の金額。2010年度の補助単価は、36-45人の規模で、290日開設の単価。

ぜんこくがくどうほいくれんらくきょうぎかい
全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と職員（指導員）が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

全国学童保育研究集会や全国学童保育指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、月刊『日本の学童ほいく』の発行、『テキスト・学童保育指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は都道府県や市町村の連絡協議会です。37都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、市区町村の連絡協議会は、公立や民間を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。会の主な運営資金は、会費と月刊誌の収入です。

【連絡先】 〒113-0033 東京都文京区本郷2-26-13 TEL03(3813)0477 FAX03(3813)0765
 Eメール zghrk@xui.biglobe.ne.jp HP <http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>

<主な活動>

◆全国学童保育指導員学校の開催（2011年度予定）

会場	日程	会場	昨年数
北海道会場	6月5日（日）	札幌市・かでの2.7	330人
西日本・大阪会場	6月5日（日）	堺市・大阪保健福祉短期大学	657人
西日本・滋賀会場	6月5日（日）	滋賀県草津市・立命館大学草津キャンパス	836人
南関東会場	6月12日（日）	千葉縣市原市・東海大学付属望洋高校	707人
北関東会場	6月26日（日）	群馬県板倉町・東洋大学板倉校舎	830人
四国会場	7月3日（日）	高松市・高松テルサ	420人
九州会場	9月25日（日）	福岡県春日市・クローバープラザ	991人
東北会場	10月2日（日）	仙台市・宮城学院大学	460人

◆第46回全国学童保育研究集会の開催（石川県） *昨年は千葉県で開催し、4239人が参加。
 2011年10月22日（土）～23日（日） 全体会/いしかわ総合スポーツセンター、分科会/金沢大学

◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行（1974年創刊、年間定期購読者4万4000人）

◆実態調査活動 ①学童保育数調査（毎年実施）②学童保育の詳細な実態調査（最新は2007年）
 ③指導員の実態調査（最新調査は2005年実施）④都道府県の単独事業の実施状況調査ほか

◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

2007年『よくわかる放課後子どもプラン』（榊ぎょうせい）『2007年 実態調査のまとめ』『連絡協議会ハンドブック』『学童保育情報2007-2008』

2008年『指定管理者制度は学童保育になじまない』『学童保育情報2008-2009』『学童保育の拡充を求める1万2000人の声』『学童保育の新設・分割の手引き』

2009年『学童保育情報2009-2010』『改定版 テキスト 学童保育指導員の仕事』

2010年『発達障害児と学童保育』（全国学童保育連絡協議会編集協力）『指導員の公的資格制度を求めて』『学童保育情報 2010-2011』

◆政府や国会、関係団体への陳情など

◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針（案）」「指導員の研修課目（試案）』『テキスト 学童保育指導員の仕事』などをまとめ、発表しています。